

宮城学院女子大学附属キリスト教文化研究所規程

(目的)
第一条 本研究所は世界のさまざまな民族と宗教に関する学際的研究を推進し、それを通して、キリスト教文化の理解、ならびにわが国におけるキリスト教主義教育の発展に貢献しようとするものである。

(研究所員)
第二条 本研究所に次の研究員をおく。

第一、所長 二、主幹 三、企画委員 若干名
四、研究員若干名 五、客員研究員若干名
六、前項において、研究所長、企画委員、研究員は本学専任教員とする。

(研究所の運営)
第三条 本研究所は、所長を委員長とし、主任、企画委員を成員とする「運営委員会」が運営する。「運営委員会」は所長が招集する。前項に定める「運営委員会」のほか、本研究所の重要事項を審議する機関として、第二条第一項に定める研究所員を成員とする「研究所員会議」をおく。「研究所員会議」は所長が開催する。

(研究所員の委嘱)
第四条 所長は研究所員会議の推薦により教授会の承認を経て、学長が委嘱する。

(研究員の任期)
第五条 主任は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。
企画委員は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。
研究員は研究所員会議の推薦により所長が委嘱する。

(研究員の承認)
第六条 研究員は新たに研究員となる者を毎年度、当初学内に募集し、委嘱する。
研究員は研究所員会議の承認を経て所長が委嘱する。

(研究所の任務)
第七条 研究員は研究所の企画・運営の責にあたる。
主任は所長を補佐し、研究所の運営にかかる庶務および会計を担当する。
企画委員は研究所の事業の企画・立案にあたる。

(研究所員の任期)
第八条 所長、主任および企画委員の任期は二年とする。ただし主任は妨げない。

(研究所の事業)
第九条 本研究所は第一条の目的を遂行するため、次の事業を行なう。
第一、共同研究 第二、研究会 第三、公開講演会・公開講座 四、研究所紀要の発行
第五、その他の研究活動

(会計報告)
第十条 本研究所の会計報告は研究所員会議の承認を経て、教授会に報告されるものとする。

(改廃)
第十八条 本規程の改廃は研究所の事務を担当する副手をおく。

第十九条 本研究所の会計報告は研究所員会議の承認を経て、教授会に報告されるものとする。

第十一条 本規程の改廃は研究員会議の議を経て教授会の承認を得るものとする。

付則 この規程は、一九九一年七月九日から改訂施行する。

キリスト教文化研究所研究年報 第49号	
2016年3月28日 印刷	
2016年3月31日 発行	
発行人	代表 J. F. モリス
発行所	宮城学院女子大学 キリスト教文化研究所 981-8557 仙台市青葉区桜ヶ丘9丁目1番1号 電話 022 (279) 1311 (代) 電話/FAX 022 (277) 6210 (直)
印刷所	プリントコープKOPAS 電話 022 (727) 1760